

資料提供(投げ込み) 令和3年10月28日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
新型コロナウイルス ワクチン接種推進室 (電話059-229-3353)	新型コロナウイルス ワクチン接種推進室長 駒田 好彦

11歳の児童への新型コロナワクチンの誤接種について

このことについて、その内容は下記のとおりです。

記

1 経緯

令和3年10月27日(水)17時05分頃、津市が市内接種協力医療機関から送付された予診票の確認作業の過程において、同年10月22日(金)に市内在住の11歳児童1名に対し、新型コロナワクチンを誤接種(1回目・ファイザー社製)したことが判明しました。

このことから、同年10月28日(木)に当該医療機関から接種時の様子について報告を受けるとともに、同機関を通じ、当該児童の保護者に健康状態の確認をしましたが、当該児童への健康被害は確認されませんでした。

また、市からも保護者に連絡を入れ、当該児童への健康状態を確認するとともに、当該誤接種に使用された接種券が再交付されたものであったことから、保護者が当該児童の接種券の交付を申請するに至った経緯を確認したところ、対象年齢は考えず、保護者自身の接種券と同様に紛失したものと思い込み交付申請したとのことでした。

2 原因

津市では、対象年齢(満12歳以上)に到達する児童の接種券については、対象年齢を迎えた翌月に発送しています。当該児童の接種券は、既に印刷を終え発送準備を済ませ、未発送の状態であったところ、保護者から子の再交付申請を受けた際、既に交付したものと思い込み、改めて対象年齢の確認を怠り再交付したことが原因です。

また、当該医療機関では市が発行した接種券を持参していたことから、接種対象者であると思い込み接種したことを確認しています。

3 経過観察

三重県予防接種センターに相談したところ、有効性、安全性についてはエビデンスがないが、経過観察を続け、2回目の接種は12歳に到達してから接種するよう助言をいただいています。このことから、今後、当該医療機関と連絡を取り合い、当該医療機関により被接種者の経過確認を行っていきます。

4 再発防止策

- (1) 接種券（再）発行申請書に職員確認欄を設け、12歳の誕生日の前日以降であることを確認します。
- (2) 関係職員に対して、接種券再発行業務に係る諸注意について徹底しました。また、市ホームページに12歳の誕生日の前日以前には接種できないことを掲載し周知します。
- (3) 公益社団法人津地区医師会及び公益社団法人久居一志地区医師会と協力し、市内接種協力医療機関へ接種時に接種可能日を確認していただくよう改めて通知します。